

変 更 公 告
令和 8 年 6 月 2 4 日

変更公告（建築工事）

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也
(公 印 省 略)

公告第 A 7 号（令和 8 年 6 月 2 3 日）で公告した、入札件名「2 4 6 号建物
空調機取替工事」を下記のとおり一部変更する。

記

公告中、

2 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」または「機械器具設置工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上または「機械器具設置工事」C 等級以上であること。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
 - ア 2 級建築工事施工管理技士又は機械器具設置工事の 2 級施工管理技士同等以上の資格を有する者であること。
- (9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築一式工事」または「機械器具設置工事」のうち、平成 3 0 年度以降令和 7 年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

とあるのを

2 競争参加資格

- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」または「管工事」または「機

械器具設置工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上または「管工事」または「機械器具設置工事」C 等級以上であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2 級建築工事施工管理技士又は管工事または機械器具設置工事の 2 級施工管理技士同等以上の資格を有する者であること。

(9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築一式工事」または「管工事」または「機械器具設置工事」のうち、平成 3 0 年度以降令和 7 年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

に変更する。

入札説明書中

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」または「管工事」または「機械器具設置工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」D 等級以上または「管工事」または「機械器具設置工事」C 等級以上であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2 級建築工事施工管理技士又は管工事または機械器具設置工事の 2 級施工管理技士同等以上の資格を有する者であること。

(9) 陸上自衛隊春日井駐屯地第 4 0 8 会計隊春日井派遣隊長が発注した「建築一式工事」または「管工事」または「機械器具設置工事」のうち、令和元年度以降令和 7 年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績があ

る場合にまでに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

に変更する。

仕様書の全てを次ページのとおり差し替える。

2 4 6 号建物空調機取替工事

工事件名	2 4 6 号建物空調機取替工事		
図面名称	表紙		
業務隊長	管理科長	営繕班長	係等
春日井駐屯地業務隊		仕様書番号	1 / 6

陸上自衛隊仕様書

		仕様書番号	2 / 6	
工事 名 称	2 4 6 号建物空調機取替 工事	作成年月日	令和 8 年 6 月 1 8 日	
		作成部隊等	春日井駐屯地業務隊管理科	

1 実施場所 愛知県春日井市西山町無番地（陸上自衛隊春日井駐屯地）

2 実施期間 契約締結日～令和 9 年 1 月 2 9 日（工事完了検査合格まで）
（ただし工事は令和 8 年 1 1 月 6 日（基準）までに完了させることとする）

3 概 要

種 別	項 目	数 量	単 位	備 考
機械設備 工事	床置ファンコイルユニット FCU-2 取替	1.00	台	ドレン配管は再利用 とする
	床置ファンコイルユニット FCU-3 取替	13.00	台	
	床置ファンコイルユニット FCU-4 取替	6.00	台	
	床置ファンコイルユニット FCU-6 取替	55.00	台	
	床置ファンコイルユニット FCU-8 取替	12.00	台	
	配管類（フレキ管、パッキン）取替	87.00	箇所	
	保温撤去及び復旧	87.00	箇所	規格は現場合わせ

4 一般事項

- 本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図、標準仕様書等の定めるところに従い誠実にを行うものとする。また、これらに定めのない事項については監督官との協議による。
- 施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は速やかに監督官に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。
- 必要に応じて危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意喚起するものとする。
- 工事写真は、作業前、作業中、作業後、隠ぺいとなる箇所及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事完了後 A 4 アルバム等に整理し提出すること。
- 本工事に使用する資材は本設計図書に適合するものとし、全て新品とする。
- 受注者は、工事に伴う発生材のうち、鉄くず等有価物を指定の場所に整理の上、発生材報告書 3 部及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出すること。
- 工事担当者は本仕様の施工に関して、十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を完全に遂行できるものとする。
- 工事に必要な電気及び水等は原則受注業者側において準備すること。
但し、新設を行う機器の試運転調整等での運転に必要な電気、水、ガス等の使用についてはその限りではない。
- 仕様書及び図面に記載なき事項といえど、技術上当然必要とする事項については受注者の負担において実施すること。
- 受注者は、工事に際して駐屯地内での行動は、監督官の指示に従うとともに、関係地域以外の場所への立入りは行わないこと。
- 作業時間は平日の 8 時 3 0 分～ 1 7 時 0 0 分までとし、延長する場合は係官と調整を行うこと。
- 受注者は、工事受注金額が 5 0 0 万円以上の工事について、工事実績情報サービスに基づき、工事実績データとして「工事カルテ」を作成・登録すると共に、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出すること。
- その他不明な事項等はその都度監督官と協議し、その指示に従うこと。

5 特記事項

- (1) 新設ファンコイルユニットの規格は以下の物、または同等品以上とする。
 - a 床置露出型ファンコイルユニットFCU-2 三菱製 LV-200WFE-C3 1 台
 - b 床置露出型ファンコイルユニットFCU-3 三菱製 LV-300WFE-C3 1 3 台
 - c 床置露出型ファンコイルユニットFCU-4 三菱製 LV-400WFE-C3 6 台
 - d 床置露出型ファンコイルユニットFCU-6 三菱製 LV-600WFE-C3 5 5 台
 - e 床置露出型ファンコイルユニットFCU-8 三菱製 LV-800WFE-C3 1 2 台
- (2) ファンコイルの取替において、ドレン配管は既設のものを再利用とする。
- (3) その他機器の取り付けに必要な雑材料についても受注者にて用意すること。
- (4) 機器取替後、試運転および温度測定を実施すること。
- (5) 作業時間は平日の 9 時 15 分～ 17 時 00 分までとし、延長する場合は係官と調整を行うこと。
- (6) 石綿含有調査に関する事項
 - a 石綿障害予防規則、関係法令、通知及び大気汚染防止法に基づき、監督官の指示のもと石綿含有事前調査を実施し、都道府県及び労働基準監督署へ報告すること。なお、石綿含有建材不使用の確認が出来ない建物については、各建物 1 検体以上の調査を実施すること。
 - b 石綿含有事前調査結果に基づいて必要な処置について、監督官と協議の後に施工すること。なお、契約金額等の変更は行わないものとする。
- (7) 自衛隊施設への入門禁止に該当する事項
 - a 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性を持って法的に保障されない国又は地域に該当する者
 - b 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

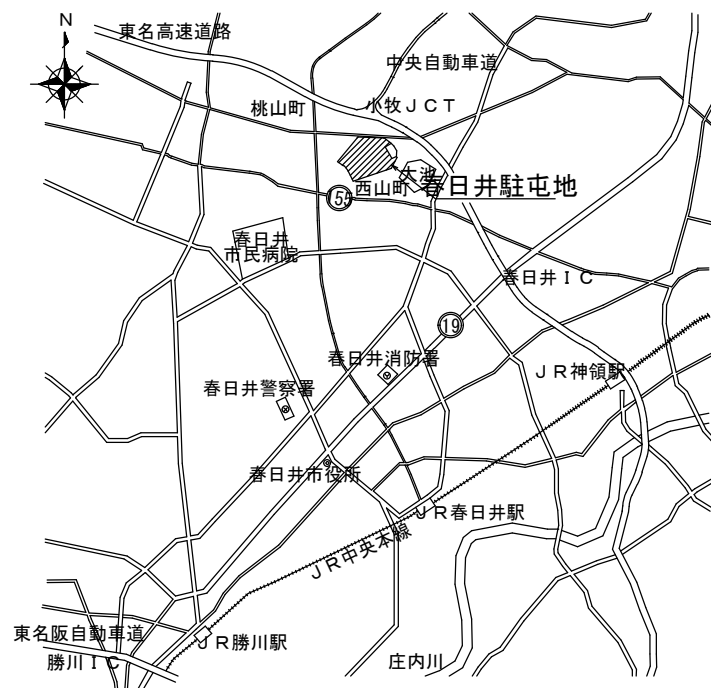
6 提出書類

- (1) 内訳明細書
- (2) 出荷証明書
- (3) 工程表
- (4) 日誌
- (5) 打合せ簿
- (6) 着手・完了届
- (7) 使用材料承認願・材料一覧表・承認図・材料搬入報告書等
- (8) 現場代理人等通知及び経歴書
- (9) 工事写真
- (10) 発生材調書
- (11) 工事カルテ受領書の写し（受注金額が 500 万円を越えた場合）
- (12) その他係官が指示する書類

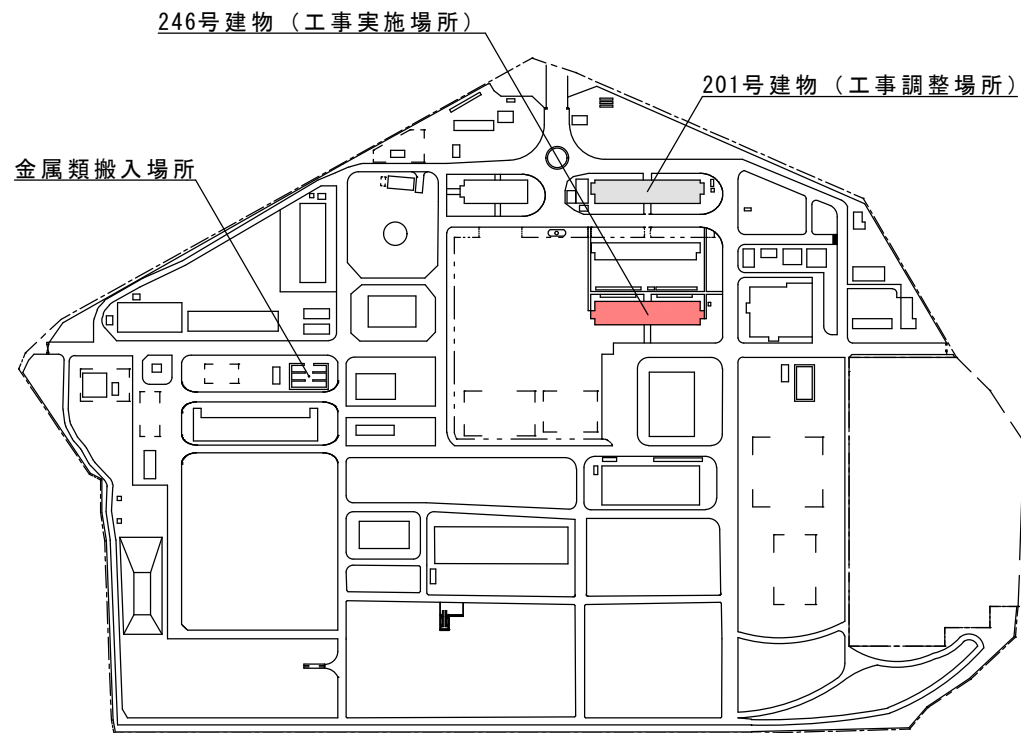
7 完成検査

本工事の完成検査は、現場検査及び書類検査によるものとする。

案内図・配置図



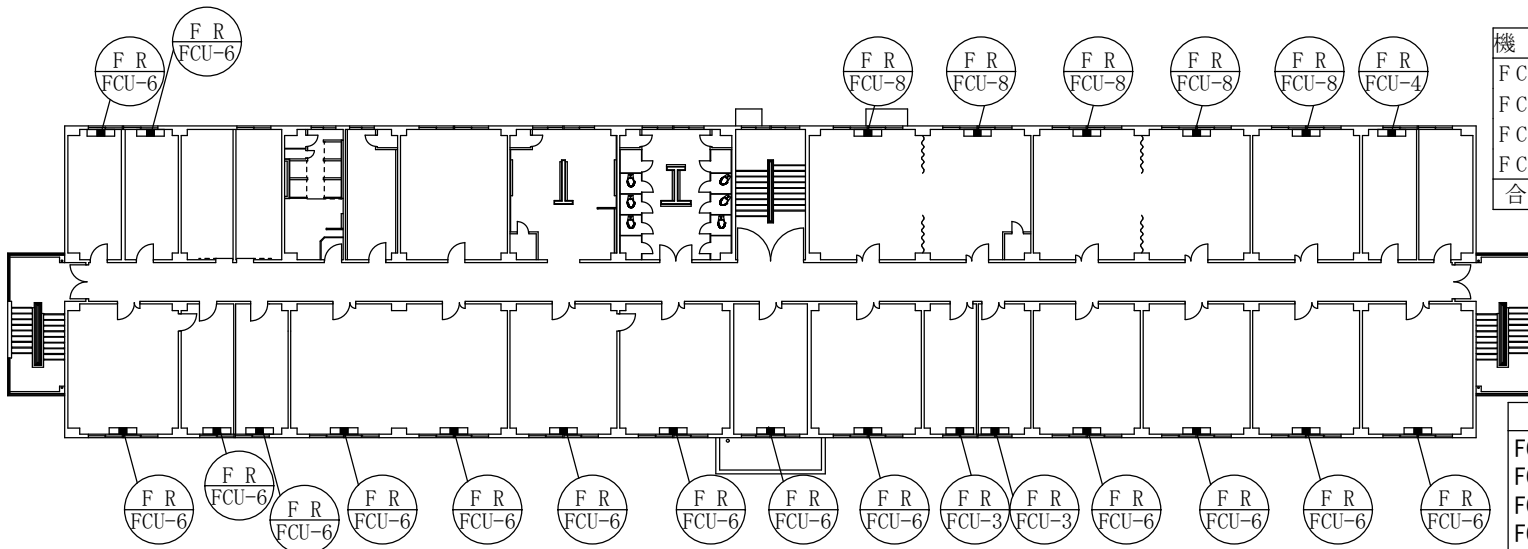
春日井駐屯地案内図



春日井駐屯地配置図

工事名称	246号建物空調機取替工事	図面名称	案内図・配置図	縮尺	仕様書番号
春日井駐屯地業務隊管理科				N.S.	4/6

配置図・平面図

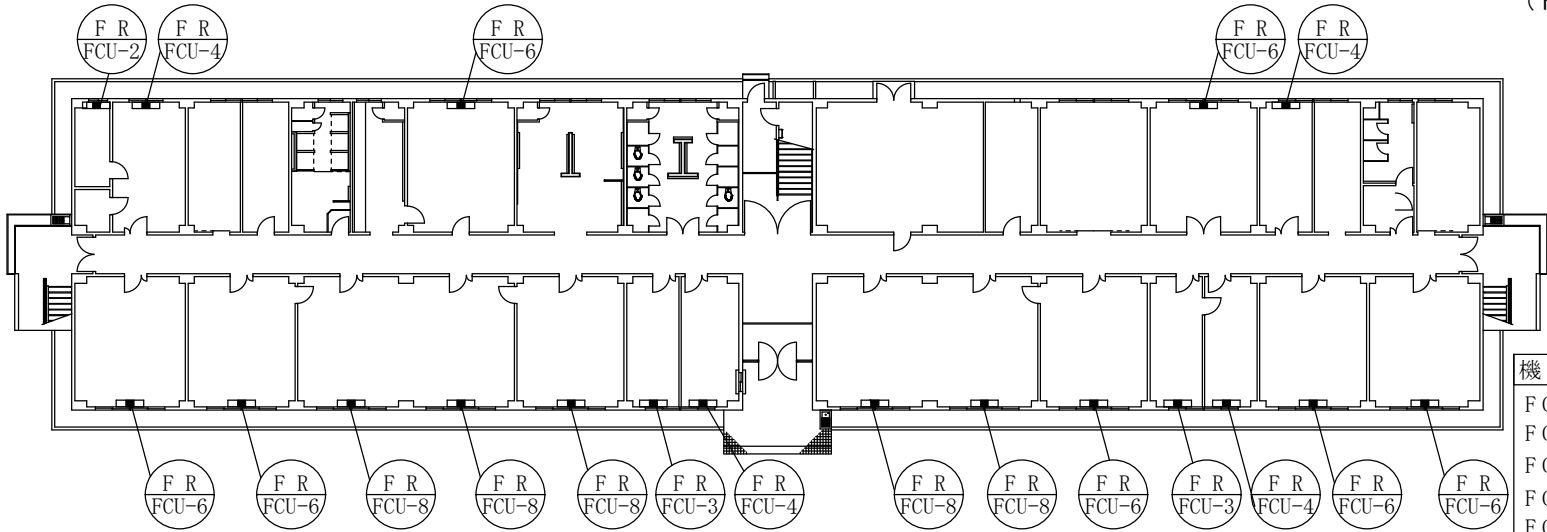


246号建物2階平面図

機 器	台 数
FCU-3	2台
FCU-4	1台
FCU-6	15台
FCU-8	5台
合 計	23台

新設機器参考型番		
FCU-2	三菱製	LV-200WFE-C3
FCU-3	三菱製	LV-300WFE-C3
FCU-4	三菱製	LV-400WFE-C3
FCU-6	三菱製	LV-600WFE-C3
FCU-8	三菱製	LV-800WFE-C3

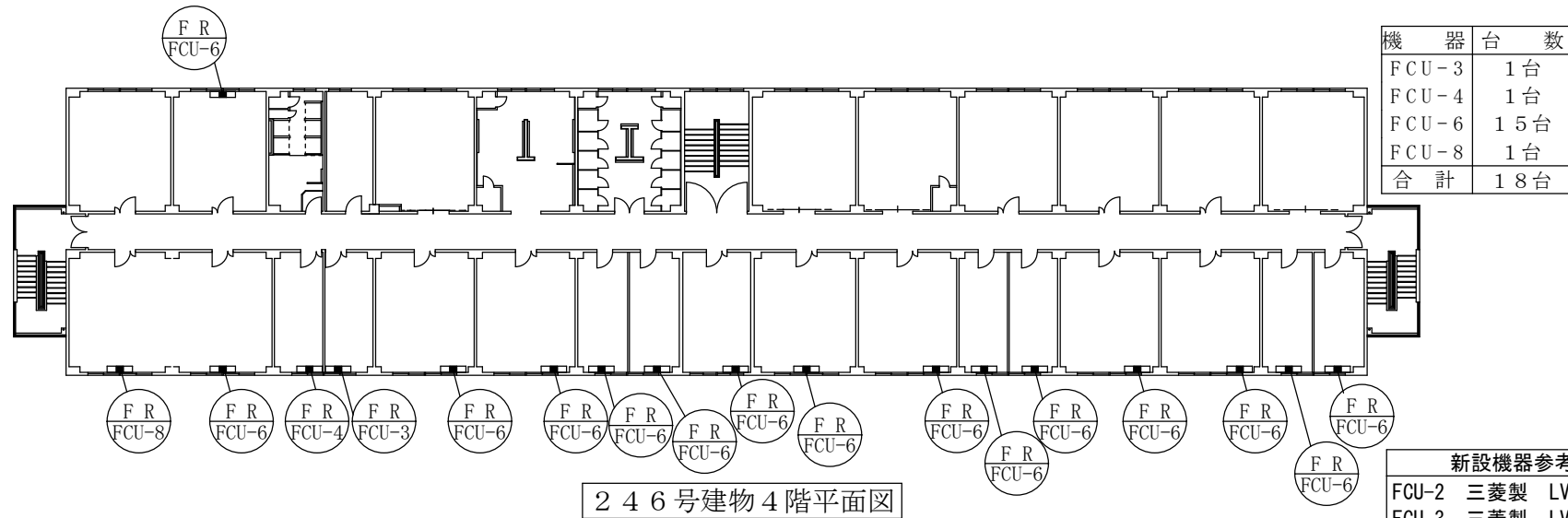
※機器取替時は床上配管類取替も実施すること
(ドレン配管は既設再利用とする)



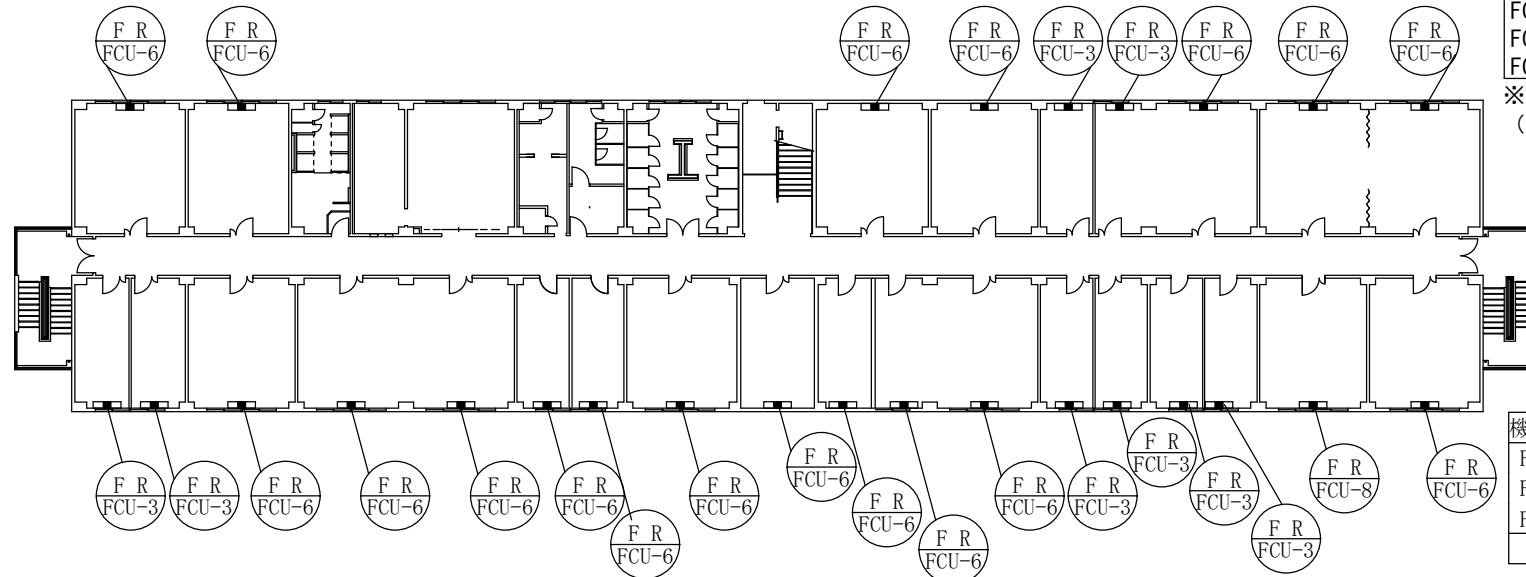
246号建物1階平面図

機 器	台 数
FCU-2	1台
FCU-3	2台
FCU-4	4台
FCU-6	7台
FCU-8	5台
合 計	19台

配置図・平面図



246号建物4階平面図



2 4 6 号建物 3 階平面図

機 器	台 数
FCU-3	1 台
FCU-4	1 台
FCU-6	1 5 台
FCU-8	1 台
合 計	1 8 台

新設機器參考型番		
FCU-2	三菱製	LV-200WFE-C3
FCU-3	三菱製	LV-300WFE-C3
FCU-4	三菱製	LV-400WFE-C3
FCU-6	三菱製	LV-600WFE-C3
FCU-8	三菱製	LV-800WFE-C3

※機器取替時は床上配管類取替も実施すること
(ドレン配管は既設再利用とする)

機 器	台 数
FCU-3	8 台
FCU-6	18 台
FCU-8	1 台
合 計	27 台